

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08-024

大政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長

大外査 博代表  
使研察

総対文会厚情才  
括審察人國在儀警史

外 参較内  
報 際外  
官 文長 参一二

傾 審政保対旅外

① 審地中東  
② 審東西

北米長 審一二保地

中南長 審一二

歐 審西ソ洋  
長 西東

長 参一二了了

長 次総経途博  
経海国  
参経エ国  
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無  
参調技有理

④ 審条協規

国 審政経入  
長 参草社

科審 科原

情調長 審宣調  
企安

総 番 号 R191116

主 管

月 20日

韓 国 発

亜 北

平成 元年 10月 20日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

梁 井 大 使

在韓ひ爆者問題

秘密指定解除

公文書監理室

第3292号 秘 至急（抄う先処理）

（以下FAX送信 SO7300-05）

## 秘密指定解除

公文書監理室

新

三六(字)

貴電第1466号に對し、

1. 20日、小河内書記官及び東北山本は、外務部東北亞一課全書記官、保社部吳地域医療課長を各々訪問し、在韓被爆者問題につき冒頭貴電に基づき韓国側と打合せを行、結果として、主には、基本的に日本側の案を受入れるとして、若干の案につきコメントを述べたこと、概要以下のとおり。

## (1) 渡日治療

主方より、本件拠出金の使用目的は、現時点では「渡日治療」は考へていないので、日本側案のガイドライン1.にある「渡日治療」のための「渡航費」を削除し、その代わりに「其他厚労省が治療関連経費」を挿入してほしい旨コメント。これに對し、主方より、「其他……」は表現が曖昧であるとして反対した結果、これを挿入しないこととなり、結局、「健康診断費、治療費等」という表現を主方から使用し、その表現とする

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

(三六〇字)

こととし。以下。

以上、貴方より、「渡日治療」を必要とした理由を質したところ、貴方（作社部）は、実際

渡日をして治療を受けた患者の必要性が必ずしも  
 渡日治療を受ける必要はないと一部は述べた。渡日治療は、他の患者の回復に公費を要し、  
 十分な効果はない。短期間の渡日治療では

効果は望めない。結核者協会からの公費の立場

で渡日治療は必要ないといふことである。

（但し、一部望んでいる患者がいる）等説明。

貴方より、万一今後「渡日治療」が必要となる  
 場合には、貴方と相談してほしい旨述べた。

## (2) その他ツメイン

(イ) 貴方より、ツハリンの共同事業体と作

った時と同様、日本側若手実業、以上長業

の中に、「人道的立場」に加えて、「歴史的預

め」を述べた。貴方より、ツハリンの共同事業体と作

った時と同様、日本側若手実業、以上長業

題の旨を述べた。

(ロ) 貴方より、ツハリンの共同事業体と作

った時と同様、日本側若手実業、以上長業

## 秘密指定解除

公文書監理室

新

(三)八〇字

の表現は、下級官庁から上級官庁に対して  
使う言葉に相違あり、ここに不適切な  
が「通報」という表現を用いた点コメン  
ト。(当方、一点づつ)

(1) 当方より ~~日本側~~ 日本側に上書きの「

Such programs will be ..... advice of the Government  
of the Republic of Korea」この部分に、韓米と大

使館との間の普通国に規定されるガイド

ラインの一部(韓米は、互換に当り、根拠者

協会の意見と尊重、この同協会の組織に活

用すべきこと、また、韓国政府より臨時

指導・助言を仰ぐべきこと)と明記して

いるが、この点から、本来「本件互換は普通

国に定められているに従って施行される」と

あるから、その旨を明記した方がガイド

ラインの一部の旨を明記するより形式的

には、よりよい点コメント。これに対し、

当方より、ガイドラインの共同事業体に因り

る以上普通国も当方案と同じ形式を取る、と

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

(19) (26)

いる。案の中には明記してあるものがある。この一部は当方として強調して重要なポイントであることを指摘し、当方原案の要旨を受け入れるよう主張した。また、生方(保社部)の意見も踏まえ、検討した。その結果、以下のとおりとした。

## (3) 実施体制

当方より、人権保障を目的として、正しく使用していただく。また、使用に当たっては、関係者協会の意見を十分尊重していただく旨強調した。このため、生方(保社部)に、保社部、警察、関係者協会の三者からなる協議体を作り、適正に使用していただく旨を説明した。

## (4) 今後の協力

生方より、今後の協力の状況について照会された。当方より、今後は、更に如何に協力をしていくかについて認識を共有し、検討していくことと申し述べられた。

## 秘密指定解除

公文書監理室

秘

(三六二)字

い冒頭へおいた。

二、このこと、本件拠出金をめぐる限り早急  
 に実施に移すべく、上記2.(1).(ii)の韓国側コ  
 ーディネーターを基本的に入札、別添Aの他の要約  
 案(事務局が審議院に提出する)  
 案に上乗せすることの必要の手続きを進めようとして  
 いると考へておられること、それと並しと之を  
 主として検討の上、結果を速に回答願いたい。ま  
 か、韓国側は速くとも11月中旬には実際の決  
 定が行われることを強く希望していること  
 迅速な手続きを宜しくお願いしたい。

(3)